

輸出入者の方へ

電子メールの保存について

平成24年7月1日から、輸出入に係る取引の関係書類を電子メールなどでやりとりした場合には、そのメールなどを、輸出入許可日の翌日から5年間保存していただくこととなりました。

平成24年度関税改正で「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の関係規定が準用され、同法の規定による内国税に係る電子メールなどの保存行為と同等の保存行為が、関税に係る場合についても規定されたものです。なお、税関に書面で提出したもののについては、運用上、重複しての保存まで求めるものではありません。

輸出入に係る取引で受領・交付した
注文書、契約書、送り状、領収書、見積書など

輸出入関係書類については、従来から書面の保存が義務づけられていますが、電子メールによる取引が普及しており、課税などを公平に行うためには、事後調査等で電子メールの確認も必要となっています。そのため、電子メールなどの保存が関税法上明記されたものです。

故意に破棄して税関の調査を妨げるような場合には、罰則が課されることもあり得ます。

必要に応じ管理体制を見直し、書類同様、電子メールなども安易に破棄しないようお願いします。

【問合せ先】（各税関調査部輸入事後調査部門又は輸出事後調査部門）

東京税関		Tel 03-3599-6386（輸入）	03-3599-6609（輸出）
横浜税関		Tel 045-212-6146（輸入）	045-212-6058（輸出）
神戸税関		Tel 078-333-3111（輸入）	078-333-3192（輸出）
大阪税関		Tel 06-6576-3337（輸入）	06-6576-3211（輸出）
名古屋税関		Tel 052-654-4186（輸入）	052-654-4201（輸出）
門司税関		Tel 050-3530-8382（輸入）	050-3530-8402（輸出）
長崎税関		Tel 095-828-8653（輸入・輸出）	
函館税関		Tel 0138-40-4272（輸入・輸出）	
沖縄地区税関		Tel 098-862-9738（輸入・輸出）	

罰則が課されるのはあくまで悪質な場合です。ただし、書類等の保存は適正課税に不可欠なしくみですので、適切な管理及び税関の調査へのご協力をお願いいたします。

【根拠法令】

- 輸出入者が電子取引を行った場合における電磁的記録の保存義務
関税法第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第10条

一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。
(以下略)
(斜体字は関税法第94条第3項後段の規定による読替え)

- 電磁的記録の保存方法を規定
関税法施行規則第10条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条

第8条 関税法第94条第3項において準用する法第10条に規定する一般輸入貨物を業として輸入する者は、電子取引を行った場合には、次項又は第3項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第2条第6号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、関税法施行令第83条第6項の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第3条第1項第4号及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号（同号イに係る部分に限る。）及び第5号に掲げる要件に従って保存しなければならない。
(以下略)
(斜体字は関税法施行規則第10条の規定等による読替え。輸出についても関税法施行規則第11条において同様の準用)

* 具体的な保存期間

関税法施行令第83条第6項（輸入者）及び第8項（輸出者）

輸入者は、第1項の帳簿及び第3項の書類（前項の規定により第1項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。）を整理し、第1項の帳簿にあつては輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、第3項の書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により第1項の帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

《参考》

事後調査忌避に係る罰則 関税法第114条の2第10号